

岐阜県公報

号 外 (7) 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日

目 次

規 則

○岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

(医療福祉連携推進課)

ページ
一

規 則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十八号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則（平成二十七年岐阜県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表特定診療科医師研修資金の項中「産婦人科、小児科」を「外科、小児科、産婦人科」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社